

# 通 報

大ト協第29号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、地球温暖化防止対策のためのCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップの励行を支援するため、標記の機器を導入する際の経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申しあげます。

### 記

#### 1. 募集期間 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

上記期間に、機器の装着および代金の支払後、申請書類が大ト協に必着のものを対象とします。

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申しあげます。(終了の際は[大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内](#)いたします)

#### 2. 助成対象機器

トラックドライバーが、休憩ならびに荷待ち時等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用できる車載用機器で、次に掲げるものとします。エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置は(別表 アイドリングストップ支援機器一覧)が対象機器となります。機器一覧の機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

- (1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)
- (2) 温水式ヒータ
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) エアヒータ
- (5) 車載バッテリー式冷房装置

### 3. 助成額・上限台数

機器の価格の1/2（消費税・取付工賃等は助成対象外）、かつ機器別の助成額の上限は以下のとおりです。各事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両数を上限とします。

(1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド	7,000円
(2) 温水式ヒータ	60,000円
(3) 蓄冷式クーラー	40,000円
(4) エアヒータ	60,000円
(5) 車載バッテリー式冷房装置	60,000円

### 4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、令和3年4月1日以降、新たに新品の機器を導入・装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和3年4月1日以降のもの。
- 賃貸借機器・中古機器等は助成いたしません。
- エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置について、国の補助金が交付された機器に対しては、重複助成いたしません。

### 5. 助成申請必要書類（郵送可）

- ①（様式1）令和3年度アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書（兼誓約書）
- ②（様式2）アイドリングストップ支援機器導入内訳書
  - ・メーカー名、機器名・型式は別表を参照してください。
- ③（様式3）エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書
  - ・販売店等に依頼して、作成してもらってください。
  - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
  - ・エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置導入の場合に必要です。（蓄熱マット・温水式ヒータ・蓄冷式クーラーを導入した場合は不要です）
- ④（様式4）暴力団排除の誓約書
  - ・令和3年度中に、他の助成事業で提出済みの場合は不要です。
- ⑤請求書（写）
  - ・請求書（見積書）は、機器メーカー名、機器名・型式、機器価格等が明記されていること。
  - ・請求書の額と領収証（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両と機器を同時に導入する場合は、車両見積書（写）を添付してください。機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、機器の見積書（写）を添付して

ください。

- ・請求書（見積書）に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。（例：「取り付け費値引き」など）

⑥領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・領収証、振込明細書等は、振込日・金額・振込元・振込先等が確認できるものとし、その他の部分（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。また、切り貼りや修正があるものは不可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和3年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和4年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。
- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるものの写しを添付してください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、大ト協からご提出をお願いする場合があります。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。
- 募集期間中に、何度でも申請できます。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- 申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029